

神戸市個人情報保護審議会 第4回 制度審議部会

議 事 録

- 1 日 時 平成15年11月17日(月) 午後5時~
- 2 場 所 神戸市役所1号館 14階 A 1会議室
- 3 出席者
 - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会委員(50音順・敬称略)
大山 節子、西村 裕三、松浦 克彦、山下 淳
 - ・事務局
市民参画推進局次長 玉田 敏郎、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題 利用停止請求権
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 1名

事務局から法律の利用停止請求権と、市現行条例の削除請求権および是正の申出についての説明を行った。

<資料4 - 2、4 - 3、4 - 4で説明。>

1. 制限を超えた目的外利用・提供における請求権

- ・是正の申出を権利という手続きで処理をする方が、仕組みとしてはすっきりする。
- ・市民の場合には削除請求権に加えて利用停止請求権という新たな権利が保障されるわけだから、それを行使することでより手厚い保護になる。

2. 利用停止請求権を設ける場合の是正の申出の取り扱い

- ・市条例26条では速やかに必要な調査を行い、あらかじめ審議会の意見を聴いて書面によって通知をする手続きとなっているが、これは通常の苦情処理とは違う形となっている。これは権利ではなく、苦情処理という性格を超えないので、削除及び利用停止請求権というのを認めればそちらの方がよいに決まっているということが1つ。2つ目に、是正の申出という整備された手続きでの苦情処理はなくなるが、一般の苦情処理がある。削除請求権、利用停止請求権がある場合でも、苦情処理で申出することも当然できる。通常の苦情処理という形で申出られた場合には、市条例26条のような手続きは取らないが、苦情を受けて実施機関として職権に基づいて弾力的な対応をとるのは当然期待されている。是正の申出の制度がなくなれば、多様な対応ができなくなるということではない。削除請求権、利用停止請求権を設けるとすれば、市条例26条を置く必要はない気はする。むしろ市民から見ると、削除請求ないし利用停止請求をするのか是正の申出をするのか、逆に混乱を招くのではないかと思う。請求権として認めるのであれば市条例26条の是正の申出は要らないと思う。
- ・弾力的な運用があってもいいと思う。権利とするのがいいのか、実質的な方法で、いろいろなことを弾力的に、もっとほかのことも注意ができることにしている今の制度も悪くはないように感じた。条例だから体裁を整える必要があるのならば、権利でいく方がスマートかとも思う。
- ・使ってはいけない目的に個人情報を使っており利用停止の請求をしたが、利用停止はできないと言われた、そのあと、是正の申出をしたらどうなるかという問題がある。逆に是正の申出をしたが、市の対応が不満で今度は利用停止の請求をした場合など、両方が行われたときに実施機関として処理が混乱する。したがって、どちらかにしておいて、普通の苦情処理と2本立てにする形にしておかなければ、実施機関としての対応も非常に混乱をすることになるだろう。両方を設けることは難しい。

3. 利用停止請求権の要件

事務局 行政機関法18条1項及び21条3項から、開示決定の意味は、全部開示あるいは部分開示と理解をしている。国の利用停止請求権の前提行為となる開示決定の中

には、全部開示と部分開示が含まれていると考えられる。

- ・開示決定の概念は、全部開示か部分開示を含み、全面非開示とか存否応答拒否は含まないのはわかったが、36条の規定の中で開示が前提になっていることの開示と開示決定というのは同じ意味だと考えていいのか。法律と条例において、手続き前置がどのように違うか、もう一つよくわからない。
- ・私自身は法27条以下の訂正請求、それから法36条以下の利用停止請求は、当該個人情報を見たということが前提になっていると理解していた。
- ・利用停止等の対象になる情報が開示された情報に限定されてそういうことが認められるのか、開示されてなくても認められるのかという、最初のところがどうも気になる。ただ、もし全面開示あるいは部分開示という決定が前提になっているとすれば、それは開示された情報だから、それに対して削除とか利用停止とかの措置は取りやすいのは確かだ。
- ・開示されなくても何か自分に関する情報がある場合に、何らかの適切な措置を請求する場合も、ありそうな気がする。法律が全面開示か部分開示かを前提にしているという解釈が正しいとした場合、本市の条例の場合も全面開示か部分開示かを前提にした手続きにした方がいいのか、あるいは現行条例は必ずしも開示決定を前提にしていないので、現行条例の形にした方がよいのか。削除請求権や利用停止請求権の対象となる個人情報の範囲が広げれば、市民からすれば望ましいということになるのかどうかということだと思う。

4. 利用停止請求を行使できる期間

- ・開示前置だから、開示をしたものについての訂正ないし利用停止の請求だから、開示から時間が無制限に経過するのでは開示前置の意義がなくなる、そういう発想ではないかと思う。90日というのはある意味でリーズナブルな期間だという発想だと思う。文書の保管期間とは関係なく、開示と利用停止の請求をすることを1セットで考えており、何年も前に開示したというのでは1セットにならない、そのぐらいの意味だろうと思う。
- ・文書の保存年月だと、年間という単位で考える問題だから、90日などという期間は余り意味がないと思っていたが、開示前置とリンクした規定だということか。
- ・90日は不服申立てや取り消し訴訟するときも90日だから、権利行使としては90日は請求者の権利を制約するほど短くはないという理解なのだろう。2年ぐらい前に開示されたものについて、請求されても、それでは開示請求前置の仕組みをとった意味はなくなってしまふ、それぐらいのことではないかと思う。

この90日というのは開示請求前置主義とセットで考えるもので、別に90日でなければいけないという理由もないし、制限を設けなければいけないわけでもない。しかし、法律のように両方をリンクさせた1セットの考え方も仕組みとしてはあり得る。

- ・ 90日の制限を過ぎて利用停止請求が出てきた場合、実施機関の対応としては3つある。1つ目は90日を過ぎているから請求を却下する。2つ目は法律に基づく請求としては受け付けられないが、事実上、実施機関が自主的に調査をした上で、もし違法であれば、自主的に利用停止その他の措置を取る。3つ目は請求者側がもう一回開示請求からやり直す。
- ・ 請求する側に余り負担をかけない形の方がいいと思うので、余計なものは省いたほうがいい。
- ・ 請求者には余り負担をかけない方がいいということになると、期限がない方がいいという面もあるかもしれない。

5. 利用停止請求への対応

- ・ 利用目的以外に利用されているときに、消去まで要求するのは少し過大な対応ということになる。利用目的以外に利用されているときは、比例的に考えてその利用目的以外に使用するなということだとどまるだろう。また、収集に違法があった場合には原則は消去なのだろう。保有していてもいいが、使用してはいけないというのはどんな場合かがよくわからないが、法律ではそういう場合もあり得るという想定だ。それに対して現行の市条例の方は違法に収集した場合には削除とし、選択肢はない。

事務局 重大な違法ばかりであればともかく、軽微な瑕疵があるような収集の場合にまで削除するのが実務上気になる。明らかに違法で、もう一度取り直すことについてコストもかからず、市民の利益にも反しないのであれば削除しかないが、それ以外のいろいろな場面があるのではないか。

- ・ 収集の違法については消去が原則だろうが、法律では利用停止にとどめるということもあり得る。利用目的以外の利用のときには、利用目的以外の利用を停止するのが原則であり、消去はほとんどあり得ない。利用目的以外に利用されているときというのは、取得自体は適法に取得した前提だと思う。消去と利用停止の使い分けというのはどういう発想なのかよくわからない。
- ・ 利用停止をしておいても結局使えない。使えないものを使えるようにする手続きは要る。

事務局 もう一度情報を取り直すか、審議会の承認を得て類型化するかになるのではないか。非常にレアケースではあるが、利用停止するのか削除するのか、一旦留保しておいて、審議会で妥当かどうか調査検討、事後的な追完行為を審議会にお願いすることも考えられる。

- ・ その点は余り神経質に考える必要はないが、収集の際の違法は消去が原則だろう。目的外利用の場合には目的外利用に関する限りで利用停止というあたりさえ押さえおけば、あとはどちらでいくのかはそれほど考える必要はない。
- ・ どっちでいくかは実施機関の裁量だということだろう。

- ・法38条の必要な限度の解釈の問題だろう。逆に言うと、必要な限度以上の措置を取る必要はない。利用停止で十分であれば、あえて消去までしなくてもいいというのがこの38条の素直な読み方だろうが、具体的にどんな場合かというのはよくわからない。問題はむしろこの但書のところだと思う。
- ・市民の立場からすると自分の情報が削除されれば、あとは関係ないので、削除だけで十分だという気がする。削除以外の利用停止措置を設けておくのは、削除すると何らかの支障が出る場合もあるだろうから、それ以外の措置もできるようにしておきたいという行政側の発想だろう。

6. 削除・利用停止の義務の例外規定

- ・国の利用停止義務で、但書で制限を設けているが、これはどういう場合を想定しているのか。

事務局 この但書がどのような場合を想定しているかについては、明らかになっていないところがあり、わからない点もある。例としては、国民へのアンケート調査において、調査員が相手方に誤った利用目的を告知して回答用紙に記載してもらい、その後、当該アンケートの集計結果を既に公表してしまっている。こういう場合に、その利用停止あるいは削除によって、情報の本人が保護される利益と、利用停止等により損なわれる公共の利益とを比較して、どちらを取るのかについて調整が必要な場合がある、といった例があるとのことだった。

- ・条文だけ読むと非常に行政側の裁量は広い、利用停止請求権を保障しておきながら例外的に利用停止をしなくてよい場合が、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められたときと定められているわけだから、かなり行政側の裁量を広く残しているのは間違いない。それらが具体的にどういうケースなのか、まだ国の具体的な指針が示されてない。一例としては事務局の説明のような例もあるのではないかと思う。
- ・削除まですると事務の遂行に支障が出る場合がある気がする。
- ・利用目的以外に利用されている場合もあるだろうから、利用目的以外に利用されていて、しかし、その目的外利用自体、事務の性質上やめると困る場合もいろいろあるのではないかと思う。
- ・一旦消去して適法にもう一度取り直せばいいわけだから、その適法な収集が本人収集なのか条例で認められた本人外収集なのかはあると思う。瑕疵が軽微か軽微でないかの問題ではなく、問題はむしろ、もう一度取り直すコストがかかりすぎるのか、やり直しが利くの利かないのか、その問題ではないのか。
取り直せないとか、取り直すのにかなりコストがかかるというのなら、考えなければいけないと思う。
- ・利用目的以外に利用している場合でも、本来の利用目的のために使うことは残してお

かないと困る。使ってはいけない目的のために使用するなどしないといけない。そういう場合は、利用停止だけでいいのだろう。その利用停止もできない場合にあり得るのが但書だろう。

違法に収集した情報を、消去すると取り直しができない場合、あるいは取り直しは、行政の便宜上コストがかかりすぎて事実上不可能に近い場合があるということだろう。行政上の都合でこれを認める必要があるか否かということだろう。市民からすると消去して欲しいということだと思う。市条例 22 条 2 項に但書はなく、違法収集の場合は削除するしかない。だから、個人情報保護の観点からは市条例 22 条 2 項の方が、法 38 条よりは但書がない分だけ個人情報の保護に手厚い。それが現実的かどうかは別な判断があり得るかもしれない。これまで削除とか利用停止請求は、頻繁にはなされておらず、但書がなくてもそれほど困らないと思う。